

## 第56条の2 削除

※ 改正経過：追加〔平成21年条例第67号〕、削除〔令和6年条例第42号〕

本条は、「防災管理教育担当者の選任等」として規定していたが、「削除」理由については、第56条と同様である。令和6年に防災管理上必要な業務の一部受託を業とする法人等の防災管理業務に関する教育の担当者の選任等について規定していたが、防火管理業務等の責任者である防火管理者及び防災管理者が、必要な知識を習得できる機会が制度上十分なものとなり、また、管理権原者に対する指導等を通じて防火管理業務等が適切に行われ得る現状においては、防火管理業務教育担当者制度等を設けておく必要がないと考えられることから、令和6年に条例改正し、本条は「削除」となっている。